

グリーン購買ガイドライン(グリーンの判断基準)

1. 総論 (グリーンの判断基準の考え方を示したもので、具体的判断基準は以下の各論で品目毎に定める)

①判断基準 (必須要件)

【定義】 当社のグリーン購買活動においては当然、仕様に盛り込む内容であり、当要件を満たさなければ「グリーン」と認定しない基準

【考え方】 次のいずれかの要件を満たすこととする。

- ①グリーン購入法の判断基準に適合している。
- ②GPNグリーン購入ガイドラインに適合している。
- ③環境ラベル (エコマーク等、下表記載に限定) を取得している。
- ④製品に対し製造メーカー等が独自に環境配慮を行なっていて、かつ当社が指定している。

②望ましい基準 (努力要件)

【定義】 当社のグリーン購買活動において、仕様に盛り込むことが望ましいが、経過措置として現時点ではまだ、そこまで要求はしない内容であり、仮に満たさなくても他の必須要件が満たせば「グリーン」と認定する基準

【考え方】 グリーン購入法の配慮事項を基本とする。

2. 各論 (各品目別のグリーンの主要な判断基準・主要なより望ましい基準)

(※1) 主要な基準を記載しているので、詳細はグリーン購入法の判断基準・配慮事項やGPNグリーン購入ガイドラインに基づく。

(※2) 情報用紙については、環境に配慮したバージンパルプ (森林認証材・植林材) を使用する場合は、古紙パルプ配合率や白色度の数値を例外的に満たさなくてもよいものとする。
また、印刷用紙については、循環再生紙を使用することも可とする。

分野	製品名	◎主要な判断基準 / ○主要なより望ましい基準 (※1)
情報用紙 (※2)	コピー用紙	◎ ①古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下
	フォーム用紙	◎ ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下
	インクジェットカラー プリンタ用塗工用紙・ ジアゾ感光紙	◎ ①古紙パルプ配合率70%以上
	印刷用紙	◎ ①古紙パルプ配合率70%以上 ②塗装されていないものについては白色度70%程度以下 <カラー用紙については除く> ③塗装されているものについては塗工量が両面で30g/m ² 以下 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと ○ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび焼却処理時の負荷低減に配慮されていること
衛生用紙	トイレットペーパー、 ティッシュペーパー	◎ 古紙配合率100%、またはエコマーク、グリーンマーク認定品
印刷	外注印刷	◎ ①印刷用紙に関わる判断基準を満たす用紙が使用されていること (ただし、冊子形状のものについては表紙を除く) ②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと ・ホットメルト接着剤 (難細烈化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤および水溶性ホットメルト接着剤を除く) ・プラスチック類 (紙のコーティングまたはラミネートに使用するものを除く) ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙 (水溶性のものを除く)、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙 (点字印刷に用いる場合を除く)、金・銀・パールインキ (オフセット用のものを除く) ・立体印刷物 (印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの) ③オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤 (動植物油系等の溶剤を含む) のみを用いる印刷用インキが使用されていること ○ ①表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること

		<p>②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑制されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニルまたはポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙 ・表紙やカレンダーの綴じ具、綴じ込み付録などの付属品で、紙以外の素材 <p>③原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（CTP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること</p> <p>⑤印刷物に用紙、表面加工、インキ、製本方法などについて環境情報を明記すること</p> <p>⑥環境に配慮された印刷機器や工程を経て、印刷されていること</p>
文具類	鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、定規、ファイル、ノート、のり等	◎ エコマーク認定品・グリーンマーク認定品・グリーン購入法適合品・GPNデータベース掲載品、Biznetグリーン品のいずれかであること
オフィス家具	いす、机、収納用什器棚、ローテーション、黒板、ホワイトボード、コトハガー傘立て、掲示板等	◎ エコマーク認定品・グリーンマーク認定品・グリーン購入法適合品・GPNデータベース掲載品のいずれかであること
OA機器	コピー機、ファクシミリ、プリンタ	◎ ①グリーン購入法適合品であること ②国際エネルギースターマーク認定品であること
	パソコン、スキャナ、ディスプレイ	◎ ①グリーン購入法適合品であること ②PCグリーンラベル認定品であること ③国際エネルギースターマーク認定品であること
	シュレッダー	◎ グリーン購入法適合品であること
	トナーカートリッジ	◎ ①使用済みのインクまたはトナーカートリッジの回収および再使用または再生利用システムがあること ②再使用または再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること
家電製品	冷蔵庫、テレビ等	◎ グリーン購入法適合品・GPNデータベース掲載品のいずれかであること ○ 緑色の省エネラベリング認定品であること
照明	蛍光灯照明器具	◎ グリーン購入法適合品・GPNデータベース掲載品のいずれかであること ○ 緑色の省エネラベリング認定品であること
	蛍光管	◎ グリーン購入法適合品・GPNデータベース掲載品のいずれかであること
作業服	作業服	◎ ①エコマーク認定品であること ②使用される繊維のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されること
インテリア・寝具	カーテン、カーペット、寝具	◎ ①グリーン購入法適合品・GPNデータベース掲載品のいずれかであること ②使用される繊維のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されること
作業手袋	作業手袋、軍手	◎ ①グリーン購入法適合品・GPNデータベース掲載品のいずれかであること ②使用される繊維のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されること
車両		◎ 従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であること（天然ガス自動車・電気自動車・ハイブリッド自動車・メタノール自動車・低燃費かつ低排出ガス認定者・燃料電池自動車）

3. 改定について

本ガイドラインは、社会状況の変化、グリーン購入法の判断基準・配慮事項やGPNグリーン購入ガイドラインの変更などにより、改定する場合があります。

2005年4月制定
2012年1月改定